

○副議長（村上久仁君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑、質問を継続いたします。四十一番。熊谷義彦君。

〔四十一番 熊谷義彦君登壇〕

○四十一番（熊谷義彦君） 御苦労様です。大綱一点についてお尋ねいたします。

まず初めに、クマ対策であります。

山の生態も大きく変わってきていますが、広葉樹のないところに野生動物は生息で
きない。そうした中に、イノシシ、鹿が増えたことによる影響もあると言われています
が、熊やカモシカなどが山から追われているとの説もあります。今は熊駆除ですが、イ
ノシシ、鹿も含めて調査と管理が必要とも思います。大変厳しいし、難しい状況の中で、
まさに最前線で御苦労をおかけしているのが猟友会の方々であります。まさに命がけの
仕事です。あわせて、現場対応している市町村職員、警察の方々にも心から感謝を申し
上げたいと思います。また、被害を受けた方々には心からお見舞いを申し上げさせてい
ただきます。里山の荒廃、中山間地の人口減少に反比例するように、熊の個体数は激増
し、生息域は人間の生活圏にまで拡大しています。人里で餌が取れなければ山に帰らな
いとも言われています。環境省によれば、全国のツキノワグマの指定個体数は四万二千
頭とも言われています。宮城県のツキノワグマ個体数は二千七百八十三頭と聞いていま
す。二〇〇八年の六百三十三頭と比較しても、大幅に増加しています。各地で熊被害が
続出し、人身被害の件数は十月末で、死者が十三人の方々に及んでいます。二〇二三年
度の死者は六名でありましたが、既に倍の十三名になっています。とりわけ、東北地方
の被害者が急増していることだと思います。国資料によれば、熊の出没を招く誘引物の
七割を占めているのが柿とも言われています。発酵食品、ガソリン、混合油、ベンキなども熊の誘引物になると言われています。こうした点も県民の方々への周知が必要と思
われます。私の住んでいる栗原市でも、熊の出没により大変不安な生活をしている方々
が数多くいらっしゃいます。山の再生、温暖化による渴水化問題、山の実がなる木の周
期変動などの声が寄せられています。何ゆえにこんなにも熊が里に下りてくるのか。そ
れも今年急に起きた現象の一つであります。私も、根本的原因を知りたいところでもあ
ります。根本的解決は時間がかかるにしても、現時点で県行政として最善の施策実行を
強く要望いたします。政府のクマ被害対策パッケージに基づいて質問いたします。

一つ、緊急的に対応すること。指定管理鳥獣対策事業交付金により、安全装備等の必要な資機材の購入、市町村による緊急銃猟マニュアル作成、出没対応訓練、最新技術等を活用した出没情報の収集、提供等の支援を速やかに行う。この安全装備とは、具体的に何を指すのでしょうか。誰が使用するのか、また、マニュアル作成の時期、訓練、情報提供についてもお答えいただきます。

熊出没時における地域住民の避難誘導、現場周辺に対する立入規制、警戒活動、広報・情報発信等により地域住民の安全を確保する。特に学校関係者と連携して児童生徒の安全を確保する。これらの対応について、広く県民に十二分に周知していないと実感しているのですが、どのように対応なさるのでしょうか。これらの非常時における警戒や広報等を実行する際の基準は、そしてあわせて、実施責任者は誰なのか、お答えください。

人里に侵入してきた熊を警察が保有するライフル銃を使用して駆除できるようになるため、警察官等特殊銃使用及び取扱い規範を改正いたしました。同月六日以降、秋田県において他の都道府県警察の応援部隊を派遣し、両県警察と合同でライフル銃による熊の駆除の任務に従事しています。熊駆除に警察が参加できることは大賛成であります。獣友会との連携訓練が必要であり、防護服貸与等の必要もあるが、何をどの程度準備し、また、警察官以外にも検討を考えているのかどうかお答えいただきます。

次に、作業者や農業者の安全確保のため、熊スプレーの導入に対しても鳥獣被害防止総合対策交付金により支援する作業者、農業者の範囲とは一体何なのでしょうか。全てに支援するのか。熊スプレーについては、性能基準、使用基準、所有者確認が必要ではないのでしょうか。どのように安全使用について徹底するのかお答えいただきます。

通学路の点検変更など、熊出没時の安全対策などの実施や、各地域の実情に応じた学校における危機管理マニュアルの改定などの事例とともに事務連絡「クマ出没時における学校及び登下校の安全確保について」により既に周知したとしています。市町村教育委員会、県立学校などにおけるマニュアルはできているのでしょうか。県教委の各学校の安全確保備品要望はどのように集約され、学校現場に届けられるのでしょうか。スクールバス運行についても、市町村教育委員会と協議すべきです。答弁ください。

熊の侵入を抑制するため、河川管理として樹木伐採を行う際、施工順序や箇所の工

夫を行うことや、河川区域内にわな等を設置する際の占用許可手続を円滑に行うことなどの取組について、地方整備局、都道府県、政令指定都市に再周知したとしています。

河川には熊が生息していることを前提に現場事業を推進することが重要であります。安全確保が最重要であります。事業者に熊スプレーの配布を進めるべきではないのか。現場が熊の生息地である場合は、熊駆除を最優先すべきであります。河川の草刈り、樹木伐採等に私は大型ラジコン草刈り機などを検討してはいかがかと思っていますが、お答えいただきます。

緊急銃猟における民事責任、刑事責任、行政処分の考え方について丁寧に周知を図ることにより、捕獲者の不安等を払拭する。具体的にはどのように整備されたのか。駆除隊に指名されるとみなし公務員になるとのことですが、周知されているのか、支援策はどのようになっているのかお答えください。

次に、自衛隊OBや警察OBを含む銃使用の経験と能力を有する者に対して、研修会への参加や狩猟免許の取得を促すとともに、都道府県や市町村による鳥獣保護管理に関する職員募集の情報を提供することにより、速やかに現場で活躍できるようになります。現在、宮城県では大河原合戦に九名の駆除隊の方がいると聞いていますが、現時点ではイノシシ対策であり、熊対策の研修などはどのようにするのか、お聞かせいただきます。緊急にこの九名の方々を派遣することも考えているのか、今後どのように増やしていくのかお答えください。

次に、自治体に対しても狩猟免許を有する者などを非常勤職員などで任用することができることを周知すること、特殊勤務手当を支給できること、狩猟免許を有する自治体職員に対する緊急銃猟の協力の呼びかけを行うこと、クマ被害対策に関わる緊急対応による業務量の増大に対し、心身の健康確保に留意することなどを助言する通知を発しています。退職者、現職者への協力はどのように行うのか。期間雇用職員なのか、あくまでも任意だと思いますが、熊対策は経験のない方が数多くいらっしゃいます。任用職員の確保は公募にすべきですが、いかがでしょうか。わな猟だけの方もくくりわな猟だけの方もいらっしゃいますが、それも含めているのかどうか、併せて駆除隊との併任を考えているのかお答えください。

次に、熊の駆除に対する過剰なクレームが行政の対応を萎縮させるおそれがあるこ

とから、毅然とした対応を取ることでクレーム抑制に効果のあつた事例の共有を図っています。自治体などへのクレーム対策をどのように周知するのか。行政として緊急かつ安全確保のためでもあるクレーマー対応窓口を設置してはどうかお伺いいたします。

次に、短期的に取り組むことありますが、市街地等での適切な麻酔猟銃や麻酔吹き矢による捕獲の方法や、麻酔により対処することが適当な状況などについて紹介するレポートを作成し、自治体に周知するとしています。麻酔銃、麻酔吹き矢の使用にはどのような資格が必要なのか。宮城県内には何人いらつしやるのか。県庁内には何人いるのか。宮城県は、どのように養成するのかお答えいただきます。

河川管理者による対策に加え、河川管理者以外の者が河川において樹木伐採等を行う場合の河川法上必要な手続について円滑運用を行う、いわゆる河川にわな等を設置する際の占用許可手続について、引き続き円滑に実施するとともに、一定のエリアで包括的に許可することにより、わな等の移動について柔軟な対応を可能とする。現時点では、わな——箱わなですが、同一場所では許可されないが、河川にも民地においてもエリア地域指定とこれから変更するのかどうかお答えいただきます。

春季の熊捕獲の推進及び農業集落に出没する里に慣れた個体の捕獲、指定管理鳥獣対策事業交付金の補助率の暫定的な引上げなどにより推進を図る。熊の管理捕獲については高度な技術が必要となるため、既に実施している自治体のノウハウの横展開などの技術的支援を行う。被害のある市町村単独での捕獲ではなく、熊の行動範囲を踏まえた広域的な捕獲を推進するとしています。誰がどのように広域的捕獲を推進するのか。県がするのかどうかお答えいただきます。

次に、自治体が雇用するガバメントハンターの人事費の支援制度を創設するとしています。熊の捕獲に従事する職員などの育成・確保に関する先進的な事例を共有する。ガバメントハンターとは言葉上、国も含めた概念ですが、国の養成機関を宮城県として要請すべきではないのでしょうか。また、宮城県としてどのように育成していくのか。県市町村職員への要望は、公募とすべきですがお答えいただきます。

次に、中期的な取組についてであります。熊の出没傾向の参考情報となるブナ等の堅果類について開花、結実状況の調査結果を取りまとめ、早期に情報発信を行うとしています。山の再生について、ブナ以外も含めて検討課題を示していただきたいと思い

ます。豊作、凶作の周期が変わっているのではないか。針葉樹・広葉樹混交林化、広葉樹誘導への決意をお聞かせいただきたいと思います。

適切な個体数管理の水準を判断するために必要な熊の個体数について、都道府県と連携しながら全国統一的な手法で地域個体群ごとに推計する。個体数推定に関する技術向上等に関する調査研究を進める。個体数の抑制、削減を図るべき個体数水準を新たに設定し、適切な個体数管理のための目標設定に関する考え方を示すとしています。宮城县としてどのような調査をするのか、できるだけ確率の高い調査を願うものでありますが、現状では何ができるのかお聞かせください。

民間においても、事業として熊の捕獲を担えるような認定鳥獣捕獲等事業者など高度な技術を持つ専門的な事業者の育成を進めるとしています。民間への協力はどのような手法で育成していくのかお答えください。また、農林大学校における狩猟免許の取得に向けた研修の実施への支援など、中長期的な人材育成を進める。宮城県では、どのように設定するのか、指導者は確保できるのかお答えいただきます。

現在、くくりわなの大きさは十二センチメートル以内とされていますが、くくりわなは十五センチまで緩和されてきていますが、十二センチあるいは十五センチを狩猟者が選択できるようすべきではないかと思いますがお答えください。

現在、捕獲、殺処分した熊の最終処分は、猟友会の方々の協力で山中等に埋められていますが、重機も必要であり、自治体ごとに埋設処分地を選定してはどうかと思いますがお答えください。埋設することに大変苦労しております。

次に、大綱二点目、県立高校における教育環境、タブレット問題であります。県立高校における来年度よりの個人負担による情報端末購入、タブレットについてお伺いいたします。

県教育委員会は、県立高校の来年度入学生より自費で情報端末の購入を求めるごととし、県議会では十月の文教警察委員会で報告されました。価格は、本体五万円程度に付属品等を踏まえて六万円程度になるとの報告がありました。高校入学時には、様々な準備に家庭の負担が発生しますが、物価高による生活の影響が指摘されている中で、更に約六万円の負担が加わることは大きな問題だと言わなければなりません。知事並びに教育長は、家庭の負担増をどのように考えているのか、御所見をお示しください。

今回の県教委のタブレットの進め方には多くの疑問を感じざるを得ません。順次所感をお伺いいたします。家庭に負担を求めるべしとすれば、購入の必要性についてしつかり説明する必要があると考えますが、まずはそれが極めて不十分であります。このことを問うと、「国が導入を求めている」「時代に合わせて」などの説明になつていきました。

既に、二〇一〇年度以降三か年かけて全生徒分の端末が国費により導入され、活用されました。本来ならば「端末活用によつて生徒の学習にこのような学習効果がありました」と保護者に具体的に説明して、納得しての負担を求めるべきです。私のヒアリングに県教委は「端末活用がどのような学習効果につながつたかの調査はない」と回答しています。一方、推測できるものとして、みやぎ学力状況調査において、授業中に課題を見つけ解決する活動を多く実施しているグループほど授業理解度が高いことを挙げていましたが、この調査結果は何ら端末使用との関係を証明しているものではありません。入学生全員に負担を求めて導入する具体的な根拠が示されていないと思うのですが、いかがでしょうか。探究活動で調べ物をする場合に、スマートフォンでも十分できるとの意見が聞かれます。現在でも、実習など外や作業を行う学習の場合は、端末破損の心配があつたため使用を見合せています。あるいは、スマホで代替をしている場合があるようです。県教委が言う探究活動は、自ら課題を見つけ、自ら解決していく活動とするならば、相当部分はスマホで対応できることから、端末購入は希望者として、学習活動でのスマホの活用も検討すべきと思ひますが御所見をお伺いいたします。

事前のヒアリングで県教委は、情報科における共通必修科目情報一においても、全ての生徒がプログラミング、情報セキュリティを含むネットワーク、データベースの基礎などについて学習することを導入の理由として挙げてきました。一方、各高校には四十台程度のデスクトップパソコンが備え付けられたパソコン室があります。そこで、これまでも関係の授業が行われて何の支障もないようです。この点も導入の根拠にはならないと思うのですがいかがでしようか。今までは、来年度当初に各学校で購入が具体化し、保護者から疑問が出されたときに現場の教員は説明のしようがありません。現場が混乱しないようにする責任が県教育委員会にはあると思うのですが、いかがでしょうか。あわせて、現在の中学校三年生にどのように説明し、周知していくのかお示しください。

物価高騰が続き、毎年の賃上げ後も実質賃金が低下し続けている中で、家計の厳しさが増しています。当然、高校入学時の端末購入が厳しい家庭が出てくると想定されます。県教委は、そのような家庭を対象に貸出し用端末を準備し、一定の条件のもと使用可能としていますが、厳しい条件であれば対策としての実効性がありません。また、学校によって大きな相違が出てくることも好ましいとは考えられないことから、保護者からの申告を尊重し、それに関する調査等は簡略すること、少なくとも就学援助制度を利⽤している方は申告のみとすべきではないかと思いますが御所見を伺います。また、学校ごとに使用する機種に違いが出来ますが、他生徒と同様の機種貸与となるのか、学校の割当て台数で不足が生じた場合に学校任せとせず、県教委による学校間調整を行うべきと考えますがそれ所見をお示しください。

既に、家庭や本人が所有している端末の使用希望も想定されますが、県教委は、学校の授業に支障なく使用できることを条件としています。私は、必要最低限の条件としうけるだけ認める方向とすべきと考えますが、この点と教育委員会が考えている一定の条件とはどのようなものなのか、見解をお示しください。

家庭の負担で端末購入を求めた場合の使用及び管理についてお伺いいたします。端末は日常的に学校に持参、家庭に持ち帰りを想定しています。県教委がそのように説明しています。学校での協働学習やファイルの共同編集、家庭学習、個人の探究学習への活用ということですが、列車・バス・自転車という通学形態の中で、日常的な持参、持ち帰りが本当に可能あるいは適切と考えているのでしょうか。また、学校では端末の保管、充電設備は生徒分そろっているとも聞いていますが、教室設置にはなっていない場合があるなど、管理の環境は十分だとは言えません。私物端末の学習活動への利用であるとすれば、保管環境を精査・改善すべきと思いますが、御所見をお伺いいたします。

県教育委員会は、少しでも端末価格を抑えるため、幾つかの端末を想定し、希望する高校を対象とした共同購入サイトを設定することにして、業者と協議するとしてきました。一方、各高校でも入学生の負担減を考えて独自に複数業者にヒアリングを重ねてきましたところもあります。県教育委員会は九月十八日、端末販売に係る県によるECサイト利用意向等調査についての文書を各県立高校に発送し、十月一日までを回答期限としました。発出日が金曜日で、土日と秋分の日の祝日でもあるため、実質的な学校内

での検討期間は五日前後であります。意向調査の日程が事前には知らされず、現場にとつては突然の調査となり、短期間で結論を出す必要に迫られたことから、学校独自で業者と協議してきながら、途中で協議を打ち切らざるを得なかつたと聞いています。何ゆえに学校現場が十分な検討期間を確保できる設定をしなかつたのでしょうか。端末購入自体が家庭に負担をかけ、現場の教職員にも対応の負担が増すと考えられる中で、現場で苦労しながら努力している教職員に寄り添つた対応が県教育委員会に求められると思ひますが、併せて見解をお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○副議長（村上久仁君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 熊谷義彦議員の一般質問にお答えいたします。大綱二点ございました。

まず、大綱一点目、クマ被害対策についての御質問にお答えいたします。

初めに、大河原合庁に配置している駆除隊についてのお尋ねにお答えいたします。

現在、大河原地方振興事務所に配置している警察官・自衛官O・Bによる鳥獣被害対策専門指導員九名については、主にイノシシ対策を目的としておりますが、今後は、熊被害への対応も視野に、一般社団法人宮城県猟友会と連携しながら、知識・技術の習得に努めてまいります。また、鳥獣被害対策専門指導員の増員につきましては、来年度から新たに北部地方振興事務所へ数名の配置を予定しており、今後も順次増員を図つてまいります。

次に、自治体職員の緊急銃猟への協力についての御質問にお答えいたします。

有害鳥獣捕獲については、市町村が実施主体であり、市町村においては、非常勤の特別職である鳥獣被害対策実施隊の隊員が主として駆除に当たつていていることから、今後、県職員に対して狩猟免許の取得及び市町村の実施隊への加入を促すことができるよう、非常勤の実施隊員と兼職する場合の手続等について整理した通知を作成し、呼びかけてまいります。

次に、熊の広域的な捕獲の推進についての御質問にお答えいたします。

県では、イノシシやニホンジカ等の有害鳥獣について、適正な生息数となるよう個

体数調整を行うため、毎年度、市町村における有害鳥獣捕獲数を踏まえた上で、県全体での広域的な計画である指定管理鳥獣等捕獲実施計画を策定の上、猟友会に委託し、捕獲に取り組んでいるところであります。熊に関しましては、国において昨年度新たに指定管理鳥獣に追加され、我が県では今年度、モデル事業として個体数調整を開始しております。今回の緊急事態を踏まえ、来年度からは個体数削減に向けた取組を強化できるよう、関係者との調整を進めてまいります。

次に、山の再生などについての御質問にお答えいたします。

県内における森林整備はこれまで杉を中心とした木材生産に重点を置いて進められてきましたが、今後は脱炭素社会の実現や生物多様性の保全などの社会的要請を踏まえ、多様性に富む健全な森づくりの更なる推進が重要であると認識しております。また、堅果類については——ドングリや栗のことですけれども、国などの調査で豊凶周期が短くなっているという結果が示されており、今後もこの傾向が続くと豊作の年に個体数が増加する一方、その翌年は凶作で餌不足になるため、人の生活圏に出没する熊が増える可能性があると考えられます。県といたしましては、健全な森づくりを通じて、人の生活圏とのすみ分けを図り、熊の出没が抑制されるよう、熊本来の生息地である奥山を対象に、多様な樹種で構成される針広混交林——針葉樹と広葉樹ですけれども、針広混交林への誘導や、広葉樹の植栽などにも取り組んでまいります。

次に、大綱二点目、県立高校における教育環境についての御質問のうち、物価高による生活への影響についてのお尋ねにお答えいたします。

近年の物価高騰により、高校に進学する子供を持つ家庭の経済的負担が増大していることにつきましては、憂慮すべき状況であると認識しております。こうした現状を踏まえ、家庭の経済的負担を少しでも和らげるため、必要な支援策を講じる必要があると考えております。

私からは、以上でございます。質問が多岐にわたつておりましたので、ちょっと早口になりました。お許しください。

○副議長（村上久仁君） 環境生活部長末永仁一君

〔環境生活部長 末永仁一君登壇〕

○環境生活部長（末永仁一君） 大綱一点目、クマ被害対策についての御質問のうち、

安全装備及びマニュアルの整備等についてのお尋ねにお答えいたします。

環境省の交付金の対象となる安全装備等としては、市町村の鳥獣被害対策実施隊をはじめとした捕獲従事者等が使用するヘルメットやプロテクター、防護盾、熊撃退スプレーなどが挙げられております。緊急銃猟のマニュアルについては、県でひな形を作成し、九月末に市町村へ提供いたしました。現在既に六市町が作成済みであり、更に十四市町が今年度内の策定に向けて鋭意取り組んでおります。また、訓練については、十月に大和町において、県内市町村や警察署等の関係機関職員を対象に実施したところです。情報発信に関しては、熊の出没情報等を掲載したホームページを毎日更新するとともに、県の総合緊急対策についてのページを新たに設け、随時報道機関を通じ、県民への注意喚起等に取り組んでおります。

次に、熊出没時における地域住民の安全確保についての御質問にお答えいたします。熊出没時の県民への周知方法については、国の緊急銃猟ガイドラインにおいて、広報車や防災無線、防災メールなどのツールを使用し、呼びかけを行うとともに、通行制限が行われている旨をホームページへ掲載等により行うこととされており、大崎市や加美町では、スマートフォンアプリを活用し、目撃情報等の周知・広報を行っているところです。非常時における通行禁止・制限範囲の設定については、国のガイドラインに基づき、実施責任者である市町村が個別に判断することとなり、十月に実施された仙台市の事例では、近隣住民への訪問、学校への注意喚起を行った上で、警察の協力により通行制限を行い、緊急銃猟を実施いたしました。

次に、緊急銃猟における民事・刑事責任の考え方の周知や、捕獲者の不安払拭についての御質問にお答えいたします。

緊急銃猟における最終的な責任は市町村が負うものであり、注意義務を果たす限り捕獲者が民事・刑事上の責任等の不利益を被ることは通常想定されないこと、また、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村において任命された鳥獣被害対策実施隊は、非常勤の市町村職員として公務災害補償を受けることについて、先週末、国から通知がありました。これを受け、県では、県内市町村や一般社団法人宮城県猟友会に対し速やかに通知したところです。県といたしましては、今後とも、市町村担当者会議や猟友会の研修会など、様々な機会を捉えて丁寧に説明し、捕獲者の不安の解消に努めてまいります。

次に、熊に関するクレーム対策についての御質問にお答えいたします。

これまで、県や市町村に対し、熊の捕獲に関する様々な御意見が寄せられており、中には長時間に及ぶものも見られます。国からは、カスタマーハラスメント対策としてクレームに対して一定の時間制限を設定するなど、毅然とした対応を取っている秋田県横手市の事例が全国の自治体に示されたところです。こうした事例を参考に、クレーム対応窓口によらずとも、部内職員による応援等により、担当課職員の負担軽減に努めています。

次に、麻酔銃・吹き矢による捕獲についての御質問にお答えいたします。

吹き矢での麻酔による捕獲を行うには、麻薬の調合のため、麻薬取締法に基づく麻薬研究者免許が必要であり、加えて、麻酔銃を使用する場合には、銃刀法に基づく鉄砲所持許可が必要となります。県内に野生動物の捕獲目的で麻薬研究者免許を所持している者は四名おり、その中に職務上所持している県職員はおりませんが、民間事業者一社では、麻薬研究者免許所持者一名及び麻酔銃使用者十七名が所属し、実際に市町村からの要請を受け、有害鳥獣の捕獲に対応しております。今後とも当該事業者との連携を密にし、捕獲方法の一つとして麻酔銃等の活用についても、市町村に促してまいります。次に、箱わなの同一場所での設置許可についての御質問にお答えいたします。

箱わなの許可について、同一場所での設置が禁止されているということはあります。熊の移動経路や果樹園等においては、箱わなを同一場所に継続して設置し、許可を再申請の上、継続的に複数頭の捕獲を行っている事例もあるところです。このため、わな設置許可の取扱いについて、エリア地域指定に変更することは予定しておりません。

次に、ガバメントハンターの養成等についての御質問にお答えいたします。

県では、獣友会会員の高齢化によるハンターの担い手不足という課題に対応するため、平成二十九年度から警察官や自衛官のOBを鳥獣被害対策専門指導員として任用してきたところです。こうしたガバメントハンターの育成・確保は、全国共通の課題であることから、国全体で取り組むよう、人件費等の財政的支援にとどまらず、養成機関の設置についても国に要望してまいります。また、市町村からガバメントハンターの採用に関する相談があつた場合には、県の採用方法を情報提供するなどし、市町村を支援してまいります。

次に、熊の個体数調査についての御質問にお答えいたします。

県内のツキノワグマの推定生息数については、県内を五地域に区分して、各年度一地域ずつ五十台規模のカメラトラップ調査を令和二年度から毎年度実施しております、昨年度末の生息数は二千七百八十三頭と推定しております。この調査手法は、我が県独自で実施しております、今後、国において全国的な個体数調査の実施及び個体数削減の目標設定の考え方が提示されるため、こうした国の動向を注視し、適切な個体数の把握に努めてまいります。

次に、専門的な事業者の育成及び中長期的な人材育成等についての御質問にお答えいたします。

県内には猟友会のほか、民間の認定鳥獣捕獲等事業者が二者おります。県ではこれらの事業者を対象に、猟友会の熟練者を講師として、毎年、安全管理講習のほか、技能研修会を実施しております、更に昨年度からは、熊捕獲に関する専門的な研修も実施しているところです。このほか県では、新人ハンターの養成や技術向上のための研修会を開催するとともに、県農業大学校においては、専門家による狩猟に関する講義を行った上で、わな猟に限定した狩猟免許試験も実施しております。引き続き、こうした新たな狩猟者の育成及び猟友会と連携した指導者の確保に取り組んでまいります。

次に、くくりわなの大きさに関する規制についての御質問にお答えいたします。

くくりわなの大きさについては、鳥獣保護管理法に基づき、輪の直径十二センチメートル以内と定められておりますが、知事が特に必要があると認める場合には緩和することが可能であり、東北地方では、福島県の熊の生息域ではない地域においてのみ輪の直径十五センチメートル以内としております。くくりわなは一般的にイノシシやニホンジカを捕獲するために使用するものとされております。熊を錯誤捕獲した場合、暴れて狩猟者に危害が及ぶ可能性があり、県内でも過去にくくりわなに捕獲された熊に襲われ、狩猟者が死亡した事例もあつたことから、我が県では、現時点において取扱いを変更する予定はございません。

私からは、以上でございます。

○副議長（村上久仁君） 農政部長石川佳洋君。

〔農政部長 石川佳洋君登壇〕

○農政部長（石川佳洋君） 大綱一点目、クマ被害対策についての御質問のうち、熊スプレーの導入支援についてのお尋ねにお答えいたします。

国の鳥獣被害防止総合対策交付金においては、捕獲など被害防止活動の従事者や農業者の安全確保に向け、必要とされるスプレーが支援対象とされております。また、スプレーの導入に関しては、米国環境保護庁認証のもの、または、同基準に準ずるもの我が国の交付金の対象とされております。県といたしましては、農業者等の安全を確保するため、今後開催を予定しております研修会などを通じながら、性能や基準を満たしたスプレーの所有・携行を確認し、活動することの周知や、スプレーの効果的かつ安全な使用方法など、適切な情報発信に取り組んでまいります。

次に、熊の処分についての御質問にお答えいたします。

捕獲した熊については、自治体ごとに埋却や焼却などにより処分されているところですが、重機による掘削や運搬、解体など労力の負担が大きいほか、周辺環境の配慮が必要であると認識しております。そのため県では、解体処理施設や減容化施設など、作業者の処分負担の軽減や環境への配慮につながる施設等の整備に対する支援を行つてゐるところです。また、捕獲した熊などの野生鳥獣の処分や処理施設の設置に際しては、地域住民等の理解が必要となることから、引き続き市町村等の要望を踏まえ、地域の実情に応じた支援に努めてまいります。

私からは、以上でござります。

○副議長（村上久仁君） 土木部長齋藤和城君。

〔土木部長 齋藤和城君登壇〕

○土木部長（齋藤和城君） 大綱一点目、クマ被害対策についての御質問のうち、河川草刈り等の安全確保についてのお尋ねにお答えいたします。

県では、宮城県ツキノワグマ総合緊急対策に基づき、クマ出没危険箇所対策として、熊の移動ルートとなる県管理河川において、市町村と調整の上、十八河川、二十八か所を対象に、先月六日から緊急的にやぶの刈り払い等を実施しているところです。現場作業に当たつては、熊スプレーや熊鈴の携行のほか、草刈りアタッチメントを搭載した重機を使用するなど、作業員の安全確保に努めているほか、現地で熊の生息が確認された場合には作業を中止し、市町村へ情報提供することとしております。また、遠隔式草刈

り機については、現場作業の省力化や安全対策として非常に有効であることから、昨年度より、栗原及び登米地域事務所に導入しており、今後各事務所への設置を検討しております。県といったしましては、引き続き、作業員の安全確保を図りながら、市町村と連携し、クマ出没危険箇所対策に鋭意取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（村上久仁君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

〔教育委員会教育長 佐藤靖彦君登壇〕

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 大綱一点目、クマ被害対策についての御質問のうち、県教育委員会におけるクマ被害対策についてのお尋ねにお答えいたします。

県教育委員会では、国の安全確保に関する通知も踏まえ、学校での予防策や熊出没時の対応内容などをまとめたマニュアルを作成し、県立学校に周知するとともに、市町村教育委員会にも情報提供したところです。県立学校及び市町村教育委員会では、国の通知や県のマニュアルなどに沿って安全対策を講じておるほか、独自のマニュアル作成を進めている市町村もあると承知しております。また、熊対策用物品については、各県立学校に調査を実施し、防災メガホンや爆竹などを各学校に配布することとしているほか、出没の危険性が高い学校には、電気柵の設置や熊出没等を知らせる放送設備の拡充なども進めております。市町村からの熊被害対策に関する要望につきましては、県としての窓口を一本化して受け付けており、スクールバスの活用などによる児童生徒の安全確保についても関係部局と連携し、必要な対応について検討してまいります。県教育委員会といたしましては、引き続き、関係機関や市町村教育委員会と連携を密にしながら、子供たちの安全確保を最優先に、更なる対策に取り組んでまいります。

次に、大綱二点目、県立高校における教育環境についての御質問のうち、物価高による生活への影響についてのお尋ねにお答えいたします。

県教育委員会では、公費整備した端末の耐用年数等を考慮し、来年度から全ての県立高校で生徒所有端末の持込み、いわゆるBYODを基本として進めることとしております。高校入学時には、端末以外にも様々な学用品が必要となります、近年の物価高騰の影響もあり、家庭の負担が増えていくことにつきましては大変心苦しく思っております。そのため、県教育委員会では、入学者世帯の負担に配慮し、貸出し用端末の整備

や、ECサイトの設置など、様々な支援策を講じることとしているところです。

次に、BYODを導入する具体的な根拠についての御質問にお答えいたします。

国のGIGAスクール構想に基づき、小・中学校においては、調べ学習やグループワークでの意見発表などの一人一台端末を活用した学びが進められ、情報を主体的に収集・整理し、表現する力など学びの土台となる情報活用能力等の育成が図られており、高校においても同様の切れ目ない環境のもとで学習を継続し、学びの質を高めていくことが重要であると認識しております。県教育委員会といたしましては、高校段階での国による恒久的な支援が見込めない中、学習に使用するタブレット端末等を公費で整備することは難しいことから、経済的事情等により端末の準備が難しい家庭に対し、貸出し用端末を準備するなど、様々な支援策を講じるとともに、引き続きタブレット端末活用の目的や意義等について丁寧に説明し、家庭での端末購入について御理解を頂けるよう努めてまいります。

次に、学習活動でのスマートフォンの活用についての御質問にお答えいたします。

授業における学習活動においては、レポート作成、共同編集、データ分析、プレゼンテーションなどが行われておりますが、スマートフォンを使用した場合には、これらの作業効率が低下することが懸念されるほか、デジタル教材や教科書等の見やすさ、キーボード入力の効率性などにも課題があるものと認識しております。県教育委員会といたしましては、これらの点を考慮し、学習活動においては、タブレット端末等を活用することが生徒の学習効果を高める上でより適しているものと考えております。

次に、パソコン室で支障なく授業を行えるため導入根拠とならないのではないかとの御質問にお答えいたします。

デジタル化の進む社会に対応できる情報活用能力を育成するためには、全ての教科・探究活動等の学習活動でタブレット端末等を活用し、主体的に学びを深めることが重要であると認識しております。また、生徒が自分の端末を持ち、授業等の学習活動だけでなく、家庭学習においても継続して使用することにより、生徒一人一人の理解度に応じた個別最適化が図られ、学習効果が高まることが期待されております。県教育委員会といたしましては、タブレット端末を有効に活用した教育活動を展開することで、生徒一人一人の学習の質を高められるよう努めてまいります。

次に、保護者や中学三年生に対する周知についての御質問にお答えいたします。

来年度から全ての県立高校でBYODを基本として進めるに当たり、教職員が制度について正しく理解した上で、保護者・生徒に丁寧に説明し理解を得ることが必要であると考えております。そのため、BYOD整備マニュアルを各学校に配布し、教職員の制度の理解促進を図るとともに、教職員が生徒や保護者に対し適切に説明することができるよう、Q&Aなどの資料を作成し、学校現場をサポートしてまいりました。また、中学三年生及びその保護者に対しては、これまで各学校のオープンキャンパス等で広報するとともに、県教育委員会のホームページで周知したほか、今年十月には、市町村教育委員会を通じて、中学三年生の保護者の皆様へ改めてBYODについてお知らせしたところであります。引き続き、BYODの目的や必要性などについて、生徒及び保護者の御理解と御協力を得られるよう努めてまいります。

次に、貸出し用端末に係る貸与条件及び学校間調整についての御質問にお答えいたします。

端末の貸出しについては、経済的な事情等で端末の準備が難しい全ての生徒に対し貸与するため、現在、各学校の必要台数を調査し、十分な台数を用意できるよう準備しているところです。貸出し対象者については、端末の準備が難しいと学校長が認めた場合に貸し出すこととしており、申請手続においては、保護者や学校の負担をできる限り少なくしたいと考えております。また、貸出し用端末については、学校ごとに指定された機種で整備することとしており、同じ学校の生徒は同じ端末で学習することとなります、その配備台数につきましては、各学校の入学生徒数や学校が想定する貸出し台数を踏まえ、過不足なく貸しできるよう、県教育委員会において学校間の台数調整を行ふこととしております。

次に、生徒所有端末の持込み条件についての御質問にお答えいたします。

生徒所有端末の持込みについては、学校指定以外の端末でも学習に支障がないと学校長が認めたものであれば、使用可能とする予定としております。持込み端末の条件としては、端末のウイルス感染への対策がされていることなどが挙げられます。また、県教育委員会において、持込み可能な端末の例を各学校に提示し、学校が適切に判断できるよう支援してまいりたいと考えております。

次に、生徒所有端末の使用や保管方法についての御質問にお答えいたします。

タブレット端末は学校での利用だけでなく、家庭学習など日常的に幅広く活用できる学習ツールであり、学びの継続性や利便性の観点から、日常的に持ち運んで使用することが想定されています。来年度高校に入学する生徒は、義務教育段階から日常的に端末を活用して学習してきますが、高校においても端末の取扱いについての注意喚起に努めてまいります。また、生徒の私物端末については、先行してBYODを実施している一部の公立高校と同様、生徒自身で管理していただくことと考えております。

次に、教職員に寄り添った対応についての御質問にお答えいたします。

来年度からBYODを進めるに当たり、学校現場の負担軽減のため、県教育委員会において、希望する全ての学校が利用できるECサイトを設置することとしております。その設置に当たっては、各学校の利用希望や端末の機種などについて、数回にわたり調査を実施し、各学校のニーズを丁寧に把握してきたところです。また、BYODを学校で進めていく上では、現場の教職員と一体となって丁寧に対応していくことが重要であることから、BYOD整備マニュアルの作成、県教育委員会ホームページでの広報など、様々な取組を進めているところです。県教育委員会といたしましては、全ての県立高校で円滑にBYODを実施できるよう、引き続き現場の教職員にも配慮しながら、しっかりと取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（村上久仁君） 警察本部長杉本伸正君。

〔警察本部長 杉本伸正君登壇〕

○警察本部長（杉本伸正君） 大綱一点目、クマ被害対策についての御質問のうち、猟友会との連携訓練や防護服の準備などについてのお尋ねにお答えいたします。

御指摘の国家公安委員会規則である警察官等特殊銃使用及び取扱い規範の改正により、県内における熊被害の発生状況等を踏まえた追加的・緊急的な対策として、警察官がライフル銃を使用して熊を駆除することが可能となつたところです。これを受け、熊の特性や駆除に関して知見を有する猟友会から訓練指導を受けるなど、熊の駆除に向けた準備を進めております。今後、所要の体制が構築されるよう、県や市町村、猟友会などと連携を図つてまいります。また、県警察では、ライフル銃が追加配備されるほか、

予備費を活用して、熊による襲撃から身を守るために効果が見込まれるヘルメットや耐刃防護ジャケット等、所要の準備を進めております。ヘルメットや耐刃防護ジャケット等は、現場に対応する警察官用に整備するものではありますが、警察官以外の現場関係者の安全を確保するためにも、県や市町村と連携を図り、適切に対応してまいります。以上でございます。

○副議長（村上久仁君） 四十一番熊谷義彦君。

○四十一番（熊谷義彦君） まず、タブレットのほうからお話を進めたいのですが、心苦しいというお話をありましたので、それはそれで評価したいというふうに思います。本当に生活が苦しい中で——私がこの原稿を書いている時に、県教育委員会からも合計六万円ぐらいだという話を聞いていたのですが、実は市場のやつを聞いてみましたら、七万円以上になります。もう一万円以上上がっている。そういうことも含めると、本当に高価なものを生活が苦しい中でお願いするわけです。お願いするのにもかかわらず、タブレットを使えばこのように学習効果が上がりますよ、あるいは、この教科ではこのように使っていますよという説明が何も出てこない。私も現場の教員の方にお聞きいたしました。教科担任の高校の先生などは必要ないとまで言っています。そういう状況の中で、これは各学校で説明会を入学式のあたりにやるのだろうけれども、本当に現場で説明する方が質問に対して答え切れないという状況が私は出てくるのではないかとうふうに大変心配しております。そういった意味で、このGIGAスクール構想というのを私が言うまでもないでけれども、国の施策としてスタートしたわけです。しかしながら、そのGIGAスクール構想の一端の部分がはしごを外されているということなのです。これに対して、県の教育委員会や知事は、このはしごを外した国が予算化を認めないとということについて、どのようにお考えになつてているのか。そしてあわせて、これからどのようにしていくのか、お聞かせください。

○副議長（村上久仁君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） タブレット端末については先ほども申し上げましたように、義務教育段階から日常的に使つた子供たちが高校に入つてくるという状況になつてございます。同じ環境のもとで教育の質を落とさずに我々も教育したいと思つております。国の財源措置につきましては、国ほうに要望させていただいているところ

でござりますけれども、現時点では恒久的な財源措置というのは見込めないという状況でございます。そうした中で我々としては、できるだけ御負担を少なくできないかとうふうに考えまして、一つには準備が難しい御家庭に対しては、貸出し用端末をしっかりと準備していきたいということござります。また、先ほどお話がありましたとおり、端末の値段も上がっているということは我々も承知しております、今回は県としてECサイト、学校別に全てのページを作るのですけれども、希望する学校のですね。そうすることによって、スケールメリットで大体一〇%から一五%ぐらい安くなっているという今年度の実績もござりますので、そういったことですか、今後ECサイト立ち上げに当たっては分割払いとかもできるような形で、できるだけ負担感が少なくなるような形を様々工夫してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（村上久仁君） 総務部長小野寺邦貢君。

○総務部長（小野寺邦貢君） GIGAスクールにつきましては、始まつた当初、国の経費負担で始めることができたのですけれども、その後恒久的な予算措置というのがありませんで、補正予算などで措置されたときには公費で対応できたものの、そうでないときにはなかなか難しいという状況でござります。国に対しましては、しっかりと恒久的な予算措置を行つていただくよう引き続き要望してまいりたいと考えております。

○副議長（村上久仁君） 四十一番熊谷義彦君。

○四十一番（熊谷義彦君） 分割なり、心苦しいという話も聞いたので、同情するところもあるのだけれども、実際には本当にタブレットを使って学習効果があつたという証拠は何もないのです。今の教育長の説明でも、このように教科で使って、このように学習効果がありましたという説明が一言も出てこないでしょ。今までヒアリングを何回もやつたけれども、学習効果が上がつたという証拠は一切提示されない。これは、購入させる以上、それに対してこういう効果が今まで過去においてありましたよということを証明する、説明する義務があるだろうというふうに今思います。これの答弁は要りません。よろしく検討していただきたい。

知事、わなの関係なのだけれども、まず一つはくくりわなです。くくりわなについて十二センチと法律で決まつてているのだけれども、緩和されてきている。なぜ、十五センチ・十二センチの選択ができるようにしてほしいというのは、十五センチぐらいの足

の大きさの熊がものすごく出でてきている。そして、足が入らない。そうすると、知事も御存じのように、くくりわなにかかった足を自分で切つて逃げようとするのです。そして逃げているのも現実に猟友会の方々は見ている。そういう中で、極めて危険な状況に猟友会の方々が遭っているのです。だからこそ、十二センチであろうと十五センチであろうと、そういうことに対応できるように選択すべきではないですかと、選択できるように緩和してくださいということをお話してはいるのですが、今のところそのつもりはないみたいな答弁だったのだけれども、もう一回お聞きいたします。

○副議長（村上久仁君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 先ほど部長が答弁したことには尽きるわけでありますけれども、くくりわなにかかった熊が逆に暴れて、そして宮城県ではそれを駆除しようとしに行つた猟友会の会員が襲われて亡くなつてしまつたという事例もござりますので、この点につきましては、慎重に検討する必要があるだろうということを考えてはいるところであります。

○副議長（村上久仁君） 四十一番熊谷義彦君。

○四十一番（熊谷義彦君） 慎重に考えているというのは、善意に解釈したほうがいいのかどうかは言葉の意味が分からぬけれども、とにかく現場の人たちが困らないように選択できる条件だけは作つてくださいということをお話してはいるので、それはぜひ検討してください。お願ひいたします。

次にもう一点、今まで一頭一か所の許可申請しか出さなかつたのだけれども、河川占有ではエリア指定ができるというふうに今回なつた。そうであるのであれば、なぜこれを言うかといふと、私の地元の二十数軒の集落で十頭の熊を捕獲したのですよ。それは一頭一か所でなければ許可申請を出さないことによつて、毎回許可申請を出さなければならぬ。熊を見かけているのですよ、現実に。そういう中でこのエリア指定というのができる、場所を変えて、あるいは同一場所でも許可申請を何回もしなくてもいいようにしていただきたいというふうに思うのですが、これは部長いかがですか。一頭一か所なんて話はもう通用しないよ。

○副議長（村上久仁君） 環境生活部長末永仁一君。

○環境生活部長（末永仁一君） 箱わなの設置につきましては、河川については河川法

での設置許可ですけれども、通常、民地とかほかの場所にわなそのものを設置するには、狩猟法上のわなの設置許可が必要です。先ほど答弁させていただいたのは、わなの設置については同じ場所でも繰り返し継続して実際に設置しているものが多々ございまして、果樹園とかでは同じ場所に設置し、継続してそこで……（「十センチくらい離しているじゃない」と呼ぶ者あり）設置しております、法的にそこができないという取扱いにはなっておりません。先ほどの国のクマ対策パッケージで示されたものについては、河川の取扱いについてのお話だと理解しております。

○副議長（村上久仁君）四十一番熊谷義彦君。

○四十一番（熊谷義彦君）時間がないので、知事、エリア指定をぜひ検討してください。そうしないと、同一場所に同一の箱わなを置いてはいけないというふうになつて、大変困っているのです。これだけお話し申し上げて終わります。以上です。